

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年4月12日 開会

令和3年4月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年4月12日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齊 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆
19番 松 永 孝 男		

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩 川 金 彦	4番 遠 藤 光 浩	5番 佐 野 均
6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男
9番 望 月 義 雄	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

欠席委員

1番 佐野 俊 英 3番 佐野 三 男 10番 有 賀 文 彦

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は、いよいよ農繁期に入りまして、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、会議録署人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、5番 赤池勝委員、6番 佐野正委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、5番 赤池勝委員、6番 佐野正委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第19号から議第24号までです。

初めに、報第19号から報第24号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年2月21日から令和3年3月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。

報第19号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借権の合意解約による通知が、4件提出されました。

続きまして、議案の3ページから4ページを御覧ください。

報第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページから9ページを御覧ください。

報第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

報第23号 農地法第5条届出の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売・公売に参加するため買受適格証明願の提出があり、証明したので報告する。なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、農地法第5条の規定による届出書を提出した場合において、当該証明の交付時と同様と認めた場合は、受理してさしつかえないものとする。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第24号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したの

で、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認のうえ、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告については、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第19号から報第24号まで報告済みとします。

議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の12ページを御覧ください。

議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は、お食事処本山の南東に位置する農地です。

受人、外神の■■■■さん、渡人、■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。

受人は現在81歳。耕作面積は許可後、1万2,244平方メートル、稼働人員は5名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真の2ページを御覧ください。

申請地は、上条で、千居遺跡の北に位置する農地です。

受人、上条の■■■■さん、渡人、■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。

受人は現在76歳、耕作面積は許可後、3,439平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は、3ページを御覧ください。

申請地は上条で、上野幼稚園の西に位置する農地です。

受人、下条の■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの贈与契約で、水稻を栽培する計画です。

受人は、現在63歳、耕作面積は許可後、8,146平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は、上井出小の西に位置する農地です。

受人、■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。

受人は現在64歳、耕作面積は許可後、6,393.4平方メートル、稼働人員は3名です。

以上、第1項から第4項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず問題ないと判断しました。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議題20号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第20号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の14、15ページを御覧ください。

議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

山本■■■■の内、畑1.94平方メートルにつきまして、申請人が営農型太陽光発電設備に転用の更新のため、申請するものです。

申請者は、茶業を営んでおりますが、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備を設置するため、平成27年4月に、3年間の一時転用の許可を受けました。その後、平成30年4月には更新の許可を受け、今回は再更新の申請をするものです。

申請地は、やまさ製茶工場の西に位置しており、農用地区域内にある農地になります。

許可の期間中、毎年パネルの下部の農地についての農作物の生育状況を報告いただいておりますが、単収の著しい減少や、生産された農作物の品質に著しい劣化などは見られなかったことから、引き続き適切な営農の確保が見込まれると判断しました。

平成30年5月15日付農振第78号による、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについてにより、認定農業者により設置されるこの案件が承認された場合には、一時転用期間が10年以内となりますが、申請人がほかの農地でも数カ所に及び、営農型太陽光発電事業を行っており、更新時期を統一したいという要望でもあるため、令和10年9月10日までの7年5カ月間といたします。

続きまして、第2項及び別冊航空写真6、7ページを御覧ください。

半野■■■■、畑97.60平方メートル、全体計画面積802.95平方メートルにつきまして、申請人が農家住宅の敷地拡張に転用したいというものです。

申請者は、三世代で農家住宅及び離れで生活している兼業農家で、主に水稻や野菜の栽培を行っていますが、作業場等が狭く不便なため、農家住宅に隣接する申請地の一部を作業場と作業用の駐車場として使用したく申請するものです。

申請地は、白糸出張所から南西おおむね300メートルに位置する第3種農地に該当します。

特に土地の造成等はせず、そのまま使用するため、資金はかからず周辺農地に影響もないものと思われまます。

続きまして、第3項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

上稲子■■■■、畑742平方メートルにつきまして、申請人が通行路に転用したいというも

のです。

申請人の住宅が接道からかなりの高低差があり、高齢により住宅への出入りが大変になってきたため、スロープ状に通行路を設置したいと申請するものです。

申請地は、稲子小学校から北約100メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

資金は、自己資金により確保されており、接道と通行路との高低差はコンクリートで固め、周囲に影響のないよう配慮し設置いたします。

続きまして、第4項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

長貫■■■■、畑217平方メートルについて、申請人が農業用倉庫に転用したいというものです。申請人は農業を営んでいますが、農業用の資材や車両を保管する場所が不足しているため農業用倉庫を建築したく申請に至ったものです。

申請地は、芝富小学校から西約400メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、被害防除措置を行い、周辺に影響がないよう配慮し設置します。

続きまして、第5項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

内房■■■■、畑277平方メートルほか1筆、計624平方メートルについて、申請人が農家住宅に転用したいというものです。

申請人は、農業を営んでいますが、現在居住している住宅が、傾斜地の下方にあり、大雨による土砂災害の危険性があるため、道向かいの申請地に農家住宅を建て替えたく申請に至ったものです。

申請地は、尾崎公民館から北西約800メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、被害防除措置を行い、周辺に影響がないよう配慮し建築します。

説明は、以上です。御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について担当委員からの調査報告をお願いします。

18番 後藤文隆委員

調査結果について報告します。

4月5日午後2時、事務局2名申請人と私の4人で現地で会い話を聞きました。

申請地は、営農型太陽光発電設備と茶の栽培を両立させ、農業経営を営む今回期限が来まして継続更新です。

申請地の茶の栽培における単収は、地域の平均収穫量の80%を下回ることなく順調に実績を積んできましたので、問題ありません。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、採決に移ります。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません。訂正をお願いします。

ただ今審議中の議第21号の2項につきまして、訂正をお願いしたいと思います。

所在地が半野■■■■■になっていますがこちらのほうを、半野■■■■■の内となりますので、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

議長

それでは、採決に移ります。

議第21号は、原案のとおり処理することに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第21号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の16ページから18ページを御覧ください。

議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

野中■■■■■の内、畑0.21平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により営農型太陽光発電設備として転用の更新のため、申請をするものです。

受人は、祖母が所有する農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備を設置するため、平成27年4月に、3年間の一時転用の許可を受けました。その後、平成30年4月には更新の申請許可を受け、今回は再更新の申請に及んだものです。

申請地は、野中の市営白尾住宅の東に位置する市街化区域内にある農地になります。営農者は、父親で、お茶と野菜（主にフキ）を栽培しております。

許可の期間中、昨年と比べて単収の減少が特になく、市街化区域内の農地であること、生産された農作物の頻出に著しい劣化などは見られず、次の期間においても引き続き適切な営農の確保が見込めると判断しました。

平成30年5月15日付農振第78号による支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取り扱いについてにより、この案件が承認された場合は、市街化区域農地で一時転用期間が10年以内となるため、転用期間を10年間、令和13年4月11日までとします。

続きまして、第2項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

安居山■■■■■、畑179平方メートルほか1筆、計299平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。

受人は、両親と同居していますが家族が増えて手狭となったため自己住宅の建築を考え、祖父

の所有する申請地に分家住宅を建てたいと申請したものです。

申請地は、西小学校から北約50メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周辺は、宅地や道路で周辺農地の影響が少なく、資金は融資により確保されており、周囲に被害のないように建築をします。

続きまして、第3項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

杉田■■■■、畑2,083平方メートルほか2筆、計2,905.25平方メートルにつきまして、受人が売買により資材置場に転用しようとするものです。

受人は、建築業を営む法人です。現在の資材置き場を返すことになり、各現場等に置いている物も含めて集約したいと考え近隣で事業用地を探していましたが、申請地は利便性があり、ほかに代替地がないことから申請に至ったものです。

申請地は、杉田幼稚園から北約150メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金は、自己資金により確保されており、境界にはフェンスを設置し周囲に影響がないように配慮します。

続きまして、第4項及び別冊航空写真の同じく13ページを御覧ください。

杉田■■■■、畑135平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し、駐車場4台に転用しようとするものです。

受人は、第3項と同一で申請地の北側に会社の事務所があり、従業員及び来客用の駐車場として使用したく申請に至りました。

申請地は、杉田幼稚園から北へ約150メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金は、自己資金により確保されており、周囲に影響のないように配慮し設置をいたします。

続きまして、第5項及び別冊航空写真同じく13ページを御覧ください。

杉田■■■■、畑264平方メートルほか1筆、計747平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し、資材置場に転用しようとするものです。

受人は富士市で土木業を営む法人です。従前より資材置場を探していたところ、申請地の売買の話があり、本社から近く利便性も良いことから権利取得し申請に至ったものです。

申請地は、3項4項と同じく杉田幼稚園から150メートルの位置にある生産性の低い第2種農地に該当します。資金は、自己資金により確保されており、境界と官地の間には、フェンスを設置します。また残存する既存農業用倉庫がありますが、これは許可後直ちに取り壊す旨の誓約書が提出されております。周囲に影響のないよう配慮し設置いたします。

続きまして、第6項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

山宮■■■■、畑144平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し、駐車場に転用しようとするものです。受人は、申請地の北側にあるコンビニエンスストアを経営しており、現在は隣接する雑種地を駐車場5台分として利用しています。今回の申請地と一体利用し駐車場に拡張をしたく申請するものです。

申請地は、富士山ポトリーから北約300メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金は、自己資金により確保されており、周囲に影響のないように設置をします。

続きまして、第7項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

山宮■■■■、畑1，558平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し、太陽光発電設備に転用したく申請するものです。

受人は、浜松市在住の会社員ですが再生エネルギー事業に関心を持っており、浜松市でも1か所で発電事業を行っています。ほかにも設置場所を探していましたところ、今回申請地を紹介され、渡人も高齢で耕作管理ができないことから、申請に至ったものです。

申請地は県立ソフトボール場の東約250メートルに位置し、小集団の農地で第2種農地に該当します。

資金は融資により確保されており、周辺は西に道路、南が宅地で周囲をフェンスで囲い、定期的なメンテナンスを設置業者が行うことで合意しています。

資金は融資により確保されており、また区長には事前連絡済みであり、着工前に直接伺い説明します。

近隣住民、近隣の農地所有者へも連絡済みであります。設置には、周辺農地に影響がないよう配慮して行います。

続きまして、第8項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

内房■■■■、田299平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し、指定大規模既存集落制度を利用し、住宅に転用したく申請するものです。

指定大規模既存集落制度は、平成28年12月から始まった新しい制度で、地縁があれば建築できる可能性があるため、地域コミュニティの維持が期待できる制度です。要件としては、建築予定地が、指定大規模既存集落制度区域内であること、住宅や住宅建築可能な土地を所有していないこと、結婚、被災、立ち退きなど、住宅を建築する合理的な理由があること、この集落におおむね10年以上居住していることなど、ほかにもある全ての要件を満たしていれば、建築することができます。

受人は、実家で暮らしていますが、子供の成長により手狭となり、自己住宅の建築を考えていたところ、申請地を売買にて取得できることになり、申請に至りました。

申請地は、新内房橋の南西約300メートルに位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金は融資により確保されており、周辺は、北東は道路で周辺農地に影響のないよう配慮し建築します。また、航空写真の黒く囲った線の部分は、指定大規模既存集落制度要件の1つである幅員4メートル以上の道路に4メートル以上接していることとあり、道路としてセットバックし、市に寄附をする44平方メートル分になります。

管理課より、寄附については、承知であるという回答及び都市計画課より申請地での指定大規模既存集落制度による住宅建築について、特に意見はなしとの回答を得ております。

説明は、以上です。御審議のほどお願いします。

議長

ただいまの上程議案のうち、第1項について担当委員からの調査報告をお願いします。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について御報告します。

4月5日午後2時30分、申請人と事務局2名と私の4名で申請地に行って話を聞きました。

申請地は市街化区域内にあり、申請人は茶葉と露地野菜を栽培する農家で、営農型太陽光発電設備の継続更新です。

野菜の生育状況は順調で、茶の収穫量についても地域の平均単収の80%を下回ることなく実績があり、問題ありませんので御審議のほどお願いします。

19番 松永孝男委員

ただいま審議中の第7項について調査結果を報告します。

4月9日10時から現地で代理人の行政書士、それからパネル設置業者1名、それから農業委員の赤池さんと私、それから事務局2名、合計6名で調査をしました。

申請地は、太陽光パネルを設置するんですけども、地元区長さん、周辺住民の了解も得ており、農地への影響も少なく問題ないと思われまますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

いいですか。8項の指定大規模既存集落っていうのは、農業委員会では、過去1、2件くらい当たっている。これ何件目ですかね。

事務局 深川主任主査

2件目になるかと思えます。

議長

北山でしたかね。

事務局 深川主任主査

そうですね。

議長

それから、この7項の太陽光ですかね、この前問題があった近くじゃないですかね。それはどうなりましたかね。

事務局 深川主任主査

隣接する農地の所有者と、パネルの設置業者との間で話し合いを続けておりまして、今は、是正の工事を行っている段階であります。この間に特に何か起きたという連絡はなく、今のところは順調に進んでいるものと理解しています。

議長

分かりました。他に。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、この案件につきまして、一昨年許可を受けた案件でありまして、隣接の農地の所有者と事業者の間で行き違いがあつてトラブルになっているような状況が続いていましたけれども、今の現状としましては、先ほど担当が言いましたように、事業者が隣接の農地所有者の意向に沿って是正をしている最中でありまして、それに伴いましてまた太陽光のパネルについても変更が出てくるものですから、また事業計画変更ということで、今後出てくる予定であります。

議長

分かりました。

ほかには御質問ありますか。

農地利用最適化推進委員6番 村松慎一委員

審議中の3項と5項について質問させていただきます。

ここは、農地と言いながら、以前は運送会社の車庫と駐車場だったんですね。そういう関係があつて、本来ならば農地に是正をした後という前提があるじゃないかと思うんですよね。

既に違反転用のあつたものが、こういう状態で売買されるということになろうかと思うんですけど、その点の解釈っていうんですかね、お聞きしたいなと思います。

議長

これは安養寺の北側ですか。

農地利用最適化推進委員 6 番 村松慎一委員

そうです。

事務局 深川主任主査

こちらのほうの所有者さんが既に亡くなられてしまっていて、今、相続財産管理人ということで、弁護士さんが管理しているところになりまして、5 項のところの説明もしたんですけども、既存の倉庫が残ってしまっていて、ただこれについて、転用の前に手をつけることができず、許可が下り次第取り壊すっていうことで、今回誓約書を出していただき転用を許可したものであります。

以前に、転用が出ていたという履歴はないので、そこが手続なしで建てられてしまっていたものではないかと思ひます。

以上です。

農地利用最適化推進委員 6 番 村松慎一委員

既に、そこには、前に話があつたように、車庫と事務所等があつて、駐車場がコンクリート舗装されていると。その敷地内には、地下タンクもあると、燃料用の地下タンクもあるということにして、本来、違法転用のことは、不問にして所有権が移転するということに、とも取れるんじゃないかなと思うんですよね。相続管理人という方が弁護士っていうんですけど、その前に、債権者の抵当権の仮登記かな、あつても 30 年ぐらい経ってるのかな。そんな状況だったんですけど、その転用ができるとなると大分ほかの件もできるんじゃないかなと思うんですよね。

その点どうかと思ひまして。

議長

この所有者の方はあれですかね。土地の所有者は借金か何かしてたわけですね。現実的には畑っていう状況ではないわけですか。

事務局 深川主任主査

ありません。

事務局 望月次長兼振興係長

この案件も含めてなんですけども、本来なら土地所有者が違反を是正したうえで転用、っていうのが普通なんですけども、先ほども説明したように、この案件につきましては、土地所有者がもう既になくて、この管理っていうのは、弁護士がやられているものですから、弁護士がこの土地の是正ってできないものですから、その中において、新たな土地の所有者がこの土地を是正をした中でそれぞれの目的、駐車場とか資材置場に使うということでもありますので、そういう中の転用の手続であります。

議長

ということは今現状は、コンクリートしてあるってことで、これ現状に戻すっていうわけだね。

事務局 望月次長兼振興係長

そうです。

議長

建物もあるってそれも撤去して。

事務局 望月次長兼振興係長

はい。建物についても撤去したうえで。

議長

そういうふうだね。

村松推進委員さんどうですか。

農地利用最適化推進委員 6番 村松慎一委員

一応、事務局のほうの受付が済んで、適法であるということで受付が済んでということだと思いますので、一応確認の意味も含めまして、質問させていただきました。

議長

ほかにはございませんか。

それでは、御質疑なしと認めます。

採決をいたします。

議第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第22号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません。

先ほど会長のほうから指定大規模の件数ですけれども、何件かっていうことで、担当が2件って言ってたんですけれども、新たな制度っていうことで指定大規模と優良田園住宅っていう制度が2つできまして、指定大規模については、もう少し確かあると思いますので、その辺については、また件数のほうは確認させてもらって、それぞれの実績を再度報告させていただきたいと思っています。

よろしくお願いします。

議長

また分かりましたら次回に報告をお願いします。

次に、議第23号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の19ページを御覧ください。

議第23号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真の17ページを御覧ください。

申請地は、杉田■■■■、畑1，016平方メートルで、愛国製茶株式会社静岡工場の北東に位置する農地です。

所有者死亡のため相続財産管理人の弁護士による申請となります。年月日は不詳ですが、当時

の所有者が耕作困難のため放棄し、山林化したものです。

元は農用地ですが、農業政策課及び県担当部局の了承済みで、他法令への抵触はありません。続きまして、第2項及び航空写真18ページを御覧ください。

申請地は、上条■■■■、田300平方メートルで、大石寺三門の南東に位置する農地です。昭和50年2月15日、申請人の先代が、耕作困難のため放棄し山林化したものです。

周囲も同様に山林化しており、仮に農地へ復元しても継続的な営農が困難であり、非農地として扱って差し支えないと思われます。

続きまして、第3項及び第4項は、一体利用地のため、一括して説明します。

航空写真は19ページを御覧ください。

第3項申請地は、上条■■■■、畑353平方メートルで、昭和47年4月2日に申請人の先代が、住宅を建設し、一体利用を開始したものです。

第4項申請地は、同じく上条■■■■、畑38平方メートルで、昭和57年11月6日に、申請人の夫が、農家住宅を建設し、一体利用を開始したものです。

第3項については、昭和47年12月16日の線引き前から宅地として利用していたことが確認できており、また第4項についても、農家住宅の敷地拡張に該当するため、どちらも都市計画法上問題はありません。

続きまして、第5項及び航空写真20ページを御覧ください。

申請地は、半野■■■■、畑103平方メートルで、富士宮農協白糸支店の南西に位置する農地です。昭和年月日不詳、申請人の先代が、隣接に住宅を建設した際、進入路として一体利用を開始したものです。線引き前に当たる昭和44年の航空写真にて既に宅地として利用していたことが確認できており、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第6項及び第7項は、隣接地のため一括して説明します。

航空写真は、21ページを御覧ください。

第6項申請地は、下稲子■■■■、畑499平方メートル、第7項申請地は、下稲子■■■■、畑264平方メートルで、どちらも平成10年前後に耕作困難のため放棄され、以後山林原野化したものです。

申請地周辺は、山林及び竹林で、車の侵入や農機具の搬入ができるような接道がなく、仮に農地として復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として扱って差し支えないと思われます。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

16番 杉浦徳子委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

4月7日午後1時半、現地にて申請代理人の行政書士、千頭和委員、事務局2名で調査いたしました。

現地は、青地ですが、確認を取ってあります。隣は、農地ではありますが、支障ありません。申請書のとおり問題がないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

13番 齊藤学委員

ただいま審議中の第2項、第3項、第4項の調査結果について報告します。

第2項、4月7日午前9時、現地で代理人の行政書士に、事務局2名と説明を聞きました。申

請書のとおり問題はありませんでした。

続いて、3項、4項の調査結果を報告します。3項、4項は、申請人が同じです。

4月7日9時半、現地で代理人の行政書士に、事務局2名と説明を聞きました。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第5項について報告をいたします。

4月7日、申請代理人の行政書士、事務局2名、私の4名で現地で説明を受けました。

先代が、住宅を建築した際、住宅の一部として一体利用し、現在に至っております。

現地との境も道路及び石積になっており、他に影響を及ぼすことはありません。申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第6項及び第7項の調査結果について報告します。

4月7日、申請代理人、事務局職員2名と現地で調査を行いました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。

申請地には、歩いていくしか方法がなく、西側は、山林であり、長年の耕作放棄によりそれぞれ原野化、山林化しており、農地として利用することは、困難と判断いたしました。

2つの案件とも申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認め、よって議第23号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第24号 富士宮市農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の21ページを御覧ください。

議第24号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

1枚めくっていただきまして2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数11人、利用権を設定する者の数13人、利用権を設定する農用地の面積は、計6万491平方メートルです。

利用権の内容について説明します。めくっていただきまして4ページを御覧ください。

第1項から第13項までは、全て中間管理事業になります。順に説明します。

第1項及び第2項は、同一借主の案件になりますので、一括して説明します。

別冊航空写真22ページ及び23ページを御覧ください。

申請地は、青木で、明善寺の東及び外神の陽光園の南西に位置する農地です。青木の■■■■株式会社への貸借で、第1項は、使用貸借権の設定で10年新規、第2項は、賃借権の設定で、8年新規になります。野菜を栽培する計画です。移転後、経営面積は、5万9,064.05平方メートルになります。

続きまして、第3項及び航空写真24ページを御覧ください。

申請地は大岩で、根南小の北東になります。大岩の■■■■さんへの賃借権設定で、花木の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、3万4,884.83平方メートルになります。

続きまして、第4項及び航空写真25ページを御覧ください。

申請地は、北山小の南西に位置する農地になります。万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後、経営面積は、5万6,619平方メートルになります。

続きまして、第5項及び航空写真26ページを御覧ください。

申請地は、杉田で、ケアホームひだまりの南に位置する農地になります。

杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後、経営面積は、3万9,485平方メートルになります。

続きまして、第6項及び航空写真27ページを御覧ください。

申請地は、羽鮒で、芝富小の北東に位置する農地になります。

羽鮒の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後、経営面積は、1万4,049平方メートルになります。

続きまして、第7項及び航空写真28ページを御覧ください。

申請地は、原で、白糸自然公園の西に位置する農地になります。

原の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後、経営面積は、5万3,900平方メートルになります。

続きまして、第8項及び第9項は、同一借主の案件になりますので、一括して説明します。

航空写真29ページ及び30ページを御覧ください。

申請地は、第8項が、下之坊の西に位置する2カ所、第9項が、上野小の東に位置する農地になります。

下条の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後、経営面積は、2万6,767.36平方メートルになります。

続きまして、第10項及び航空写真31ページを御覧ください。

申請地は、ミニストップ杉田店の北に位置する農地です。

杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後、経営面積は、6万598.53平方メートルになります。

続きまして、第11項及び12項は、同一借主の案件になりますので、一括して説明します。

航空写真は、32ページを御覧ください。

申請地は、上条で、千居遺跡の北西に位置する農地になります。

静岡市葵区の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、10年新規になります。移転後、経営面積は、9,767.61平方メートルになります。

続きまして、第13項及び航空写真33ページを御覧ください。

申請地は、人穴で、県畜産技術研究所の東に位置する農地になります。

人穴の■■■■有限会社への使用貸借権設定で、農業用施設用地としての利用、15年新規になります。移転後、経営面積は、相対から中間管理へ載せ替えのため、3万2,536平方メートルで変わりはありません。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第24号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、5月13日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年4月富士宮市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2時 5分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
5 番

会議録署名人
6 番